

暮らしのお知らせ

希望者は申請を

指定学校変更・区域外就学

市立学校の通学区域(学区)は、住所地で定められていて、自由な学校を選択することはできません。ただし、事情がある場合には保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が可能となることや

あります。

指定学校変更⇨市内に住む児童・生徒に対して定められた学区以外の市立学校への通学を認める
区域外就学⇨市外に住む児童・生徒に対して、市立学校への通学

を認める
来年度の指定学校変更

11月29日(金)までに学務課(市役所5階)で手続きしてください。

なお、新小学1年生は就学時健康診断の通知書を持参してください。受付開始日は次の通りです。

○小学生(新1年生を除く)・中学生：8月1日(木)

○新小学1年生：8月下旬に送付する就学時健康診断の通知が届いた日

部活動を理由とした指定学校変更

指定学校に希望する部活動がないため、該当する最寄りの中学校へ通学を希望する人は8月15日(木)～9月30日(月)に学務課で手続きしてください。

指定日に親子で部活動を参観してもらい、意思確認を行います。

卒業まで部活動を継続することが条件で変更は認められません。

※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

病害虫を防ぐために

植物などの移動規制

沖縄・小笠原諸島などの地域で農作物の病気を引き起こす害虫などが発生しています。害虫の蔓延を防ぐため、一部の植物などは植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制されています。

対象地域へ行く人は、対象植物(サツマイモ・かんきつ類の苗木など)を持ち帰らないでください。※くわしくは横浜植物防疫所干葉出張所(☎043・242・8401)へ。

補助額を100万円に引き上げ

住宅耐震改修補助金

市では、住宅の耐震改修工事にかかる費用に対して補助を行っています。

耐震性が不足する住宅が数多く残る現状を踏まえ、住宅耐震改修補助金の補助率と上限額を引き上げました。

なお、補助を受けるには条件があり、事前の申請が必要です。

補助額⇨対象費用の5分の4(上限100万円)

※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

市町村振興宝くじ

8月8日(木)までサマージャンボ宝くじ、サマージャンボミニが発売されています。

宝くじの収益金は、市町村のまちづくりに使われます。令和5年度は1,097万4,000円が市に交付されました。

指定学校変更・区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件に関する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する*1	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する*1 *2	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育している	○	○
指定学校以外にある児童ホームに通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する	○	—
入学後の市外転出で、一時的に転出前の学校への通学を希望する	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する	○	—
家庭の事情により住民票の異動が困難である	○	○
日本語指導などの支援を必要とする	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	—
特別支援学級への就学が適当であると判断された場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する*2	○	—
小規模特認校(豊住小学校)への就学を希望する*3	○	—

*1 新たに入学・転居する児童・生徒が対象となります
*2 成田中学校では教室に余裕がないため、この要件での変更はできません
*3 原則として年度当初からの通学となります

危険な場所に注意

農業用施設

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や夏休み期間は、子どもの外出機会が増え、水難事故が発生する可能性が高くなります。

水路や水門、機場などの近くでは、子どもを遊ばせないでください。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

定期的に点検を

井戸の衛生管理

井戸の衛生管理は設置者の責任となりますので、次のことに気を付けて適正に管理してください。

○井戸やその周辺は定期的に掃除や点検をして清潔に保つ

○井戸やその周辺に人や動物が入れないようにする

○定期的に水質検査を受ける

○新たに設置した井戸も飲用前に水質検査を受け、安全を確認する

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

資材費を補助

水田の暗渠工事

市では、水田農業の生産性の向上を図るため、暗渠あんきょ工事にかかる資材費を補助しています。

対象は生産調整を達成している市内の水田農家

補助額は対象となる費用の2分の1(10アール当たり上限5万円)。

騒音地域は上限7万5,000円)

申請方法は9月2日(月)から農政課

(市役所4階)にある申請書と必要書類を同課へ

※くわしくは同課(☎20・1541)へ。

9月末まで実施

農地利用状況調査

農業者の高齢化などにより、耕作されない農地が目立つようになっていきます。

市では、農地の荒廃を防ぐため、農地の利用状況調査を9月末まで実施しています。農地利用最適化推進委員が各農地を調査しますので、ご協力をお願いします。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

使用人数が変わったら連絡を

下水道・農業集落排水

公共下水道で井戸水を使用している世帯や農業集落排水を使用している世帯で、転居などにより使用人数に変更がある場合は下水道課(☎20・1553)に連絡してください。

連絡がない場合は、公共下水道使用料・農業集落排水使用料が変更されません。

※くわしくは同課へ。

身近なことから実践を

夏の省エネルギー対策・節水

夏はエアコンなどにより多くのエネルギーが消費されるとともに、水の使用量が増える季節です。

次のことを心掛け、省エネルギー対策と節水に取り組みましょう。

- エアコンと扇風機を併用して空気を循環させる
- 涼しい場所に出かけるなどクールシェアをする
- LED電球などの消費電力が少ない照明に交換する
- 蛇口は小まめに閉める

○歯みがきは、水を止めてコップを使って行う

○洗車はバケツを使って行う

※くわしくは、省エネルギー対策については環境計画課(☎20・1533)、節水については水道部業務課(☎22・0269)へ。

近所の迷惑になります

公園内での花火

公園内で大きな音が出る花火で遊ぶと、ほかの利用者や近隣の住民の迷惑になります。

また、ロケット花火や打ち上げ花火などは危険ですので絶対にやめましょう。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

6月16日(日)～30日(日)

- 16日 遠山地区騒音対策委員会総会
- 17日 成田空港に関する四者協議会建設水道常任委員会
- 18日 教育民生常任委員会
- 20日 総務常任委員会
- 21日 成田空港周辺地域共生財団評議員会
- 23日 成田ニュータウン防犯パトロール隊総会
- 24日 JSBA全日本スノーボード選手権大会優勝報告会
- 25日 成田商工会議所議員総会議会運営委員会
- 26日 全員協議会総務常任委員会市民憲章推進協議会総会・感謝状贈呈式
- 27日 成田スポーツフェスティバル実行委員会成田POPラン大会実行委員会
- 28日 戦没者追悼献花式
- 29日 成田空港騒音対策地域連絡協議会意見交換会
- 30日 消防協会印旛支部消防操法大会



戦没者を悼む(28日)

今月の納期限

7月31日(水)

- ①固定資産税(第2期)
- ②国民健康保険税(第1期)
- ③後期高齢者医療保険料(第1期)
- ④介護保険料(第1期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

監査委員に岩館和彦氏

市監査委員は、「市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者」から2人「議員のうち」から1人の3人を選任しています。

前者の委員のうち岩下豊久氏の任期満了に伴い、7月1日付で岩館和彦氏が選任されました。



岩館 和彦 氏

資産税課へ連絡を

家屋の新築・増築など

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し・用途や名義の変更などがある場合は資産税課(☎20・1514)へ連絡してください。事務所を居宅にしたなどの用途

の変更は、現地確認が必要な場合があります。

また、未登記家屋の所有者変更や取り壊しの場合は、届け出がないと翌年度以降も課税される場合がありますので注意してください。※くわしくは資産税課へ。

新たに対象となる世帯に

電力・ガス・食料品等
価格高騰重点支援給付金

対象Ⅱ世帯全員が令和6年6月3日時点で市に住民記録があり、令和6年度住民税が新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯(世帯全員が、住民税が課税されているほかの親族などの扶養を受けている場合や、令和5年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯として給付金の対象となっていた場合を除く)

給付額(Ⅰ世帯当たり)Ⅱ10万円(18歳以下の子どもを養育している世帯は、子ども1人当たり5万円を追加)
申請方法Ⅱ7月下旬に対象世帯に郵送される確認書を同封の返信用封筒で送付。世帯の中に令和6年1月2日以降に転入した人

や未申告の人がいる場合、または令和6年6月4日以降に生まれた子どもや別世帯に養育する子どもがいる場合は、世帯主が必要書類を持って、7月26日(金)10月31日(木)に市役所1階ロビーの特設窓口へ

支給方法Ⅱ指定の口座に振り込み※くわしくは成田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金コールセンター(☎20・1746)または市ホームページ

https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page013_0_00064.html)へ。

安全に配慮して

住宅地での農薬使用

農薬を使用する場合、飛散により周辺の住民へ健康被害を及ぼすことがあります。

住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には使用を控えるようにし、やむを得ない場合は次のことに配慮してください。
○飛散しにくい農薬を選ぶ
○風向きや時間帯に配慮する
○ラベルに記載された内容に従って使用する

○事前に周辺住民へ周知する
○散布区域に人が入らないように対策する

○農薬を使用した年月日や場所、農薬の種類・量などを記録し、保管する

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

活動を支援します

防犯パトロール物品の貸し出し

市では、地域の自主防犯活動への支援として、防犯パトロールを実施している団体へ必要な物品を貸し出しています。貸し出しには申請が必要です。

なお、車用青色回転灯の装着には千葉県警察本部長の証明書と地方運輸局などでの手続きが必要です。

対象Ⅱ市内を区域として防犯パトロールを月に1回以上行っている営利を目的としない団体
貸出物品Ⅱ防犯ベスト・パトロール帽子・腕章・青色合図灯・車用蛍光マグネット・車用青色回転灯
※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容=防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語=日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法=右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス